

## 裁判所法，民事訴訟法及び民事訴訟費用等に関する法律 の一部改正について（概要）

### 第 1 簡易裁判所の管轄拡大

簡易裁判所の管轄に属する民事訴訟事件の訴訟の目的の価額の上限額（現行は90万円）を引き上げる（裁判所法の一部改正）。

訴訟の目的の価額を算定することができないとき又は極めて困難であるときはその価額は90万円を超えるものとみなしている民事訴訟法の規定を，上記の簡易裁判所の管轄の拡大に伴い改正する（民事訴訟法の一部改正）。

財産権上の請求でない請求に係る訴え及び財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについての訴訟の目的の価額を95万円とみなしている規定並びに民事調停法による調停の申立てに関して調停を求める事項の価額を算定することができないか又は極めて困難であるときについての調停を求める事項の価額を95万円とみなしている規定を，関係規定の改正に伴い改正する（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）。

### 第 2 訴えの提起の手数料の見直し等

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

#### 1 訴えの提起の手数料の額の引下げ

訴訟の目的の価額が200万円以上の訴訟について，手数料の額を引き下げる。

#### 2 訴えの提起の手数料の額の定め方の簡素化等

現行の手数料の額の算出方法が定められた後の経済変動等を考慮し，訴えの提起の手数料の額の算出方法を簡素化する。

いわゆるスライド制を採用している民事調停法による民事調停の申立て等  
の手数料の額の算出方法について，訴えの提起の手数料の額の算出方法につ  
いてする改正と同様の改正を行う。

額が一定とされている申立ての手数料については，その額が定められた昭

和55年以降の経済変動等を考慮し、一定の引上げを行う。

その他所要の改正

### 第3 民事訴訟等の費用の額の算定方法の簡素化

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

民事訴訟等の費用の額の算定方法については、可能な限り、記録上明らかな事実関係に基づき算定することができ、疎明資料を提出する必要がないものとなるように改正する。